

# 沖縄情報通信センター情報公開規程

制定 令和5年4月

(目的)

**第1条** この規程は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の趣旨にのっとり、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムの保有する公の施設の管理に係る情報の公開の推進に関して必要な事項を定めることにより、当該公の施設の管理の透明性の一層の向上を図り、もって沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムの行う事業について県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた沖縄情報通信センターの運営に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「文書」とは、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムの役員又は職員が沖縄情報通信センターの管理につき職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該職員が組織的に用いるものとして、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムが保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムにおいて、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(解釈及び運用)

**第3条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、文書の開示を請求する県民の権利が十分に尊重されるようにこの規程を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

**第4条** 文書の開示の請求をしようとするものは、この規程の定めるところにより、適正な請求を行うとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(開示請求権)

**第5条** 何人も、この規程の定めるところにより、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムに対し、文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

**第6条** 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書開示請求書（第1号様式。以下「開示請求書」という。）を沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムに提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
  - (2) 文書の名称その他の開示請求に係る文書を特定するに足りる事項
- 2 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
  - 3 前項の規定による補正の求めは、補正通知書（第2号様式）によるものとする。
  - 4 前項の補正通知書を受けた開示請求者が当該補正を行うときは、補正書（第3号様式）によるものとする。

(文書の開示義務)

**第7条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求があつたときは、開示請求に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムの役員若しくは職員、公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム並びに県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム又は県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム又は県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム、県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

**第8条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

**第9条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求に係る文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該文書を開示することができる。

（文書の存否に関する情報）

**第10条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

**第11条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求に係る文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 文書の全部を開示する旨の決定 文書開示決定通知書（第4号様式）

(2) 文書の一部を開示する旨の決定 文書部分開示決定通知書（第5号様式）

4 第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号及び第3号に掲げるとき以外のとき 文書不開示決定通知書（第6号様式）

(2) 開示請求に係る文書の存否を明らかにしないとき 文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（第7号様式）

(3) 開示請求に係る文書を保有していないとき 文書不存在による不開示決定通知書（第8号様式）

（開示決定等の期限）

**第12条** 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を文書開示決定等期間延長通知書（第9号様式）により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

**第13条** 開示請求に係る文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示請求に係る文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を文書開示決定等期間特例延長通知書（第10号様式）

により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの文書について開示決定等をする期限  
(理由付記)

**第14条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、第11条第1項及び第2項の規定により開示請求に係る文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 前項の場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第15条** 開示請求に係る文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る文書の表示等を文書の開示に係る意見照会書（第11号様式。以下「意見照会書」という。）を通知して、文書の開示に係る意見書（第12号様式。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

- 2 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る文書の表示等を意見照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書を開示決定した旨の通知書（第13号様式）により通知しなければならない。

(開示の実施)

**第16条** 文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムが適当と認める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの  
ア 当該電磁的記録を用紙に出力することができる場合は、日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付  
イ ア以外の電磁的記録は、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ イの電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付（ただし、複写が容易である場合に限る。）

- 2 前項の閲覧の方法による文書の開示にあつては、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 文書開示決定通知書及び文書部分開示決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された日時及び場所において、当該通知に係る文書の開示を受けるものとする。
- 4 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、開示決定を受けた者で文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該文書の視聴又は閲覧の中止を命ずることができる。
- 5 文書の開示を行う場合において、文書の写しを交付するときの交付部数は、開示決定に係る文書1件につき1部とする。

(他の制度との調整)

**第17条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

**第18条** 第5条の規定による請求をして、文書（第16条ただし書の規定による文書の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、次の各号に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 文書の写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 文書の写しの送付に要する費用は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

- 2 前項に規定する文書の写しの作成及び送付に要する費用は、あらかじめ納入しなければならない。

(異議の申出等)

**第19条** 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムに対し、書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- 2 異議申出は、開示請求に対する回答があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に行わなければならない。
- 3 異議申出があつた場合には、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、当該異議申出の対象となつた開示請求に対する回答について再度の検討を行った上で、当該異議申出に対する回答を書面により行うものとする。
- 4 前項の規定による回答を行う場合において、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、沖縄県商工労働部 I T イノベーション推進課に対し助言を求めることができる。
- 5 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、異議申出があつた日の翌日から起算して30日以内に異議申出をした者に理由を付して書面により回答しなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を延長することができる。

(情報提供の推進)

**第20条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、県民が必要とする情報を的確に把握し、沖縄情報通信センターの有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

(文書の管理体制の整備)

**第21条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、文書の適切な保管及び迅速な検索を行うため、文書の管理体制の整備に努めるものとする。

(運用状況の報告)

**第22条** 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムは、毎年1回、この規程の運用状況について取りまとめ、これを沖縄県商工労働部 I T イノベーション推進課に報告するも

のとする。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムが定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

文書の種類	区分	費用	
文書又は図面	複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円（A3まで）
			カラー80円（A3） カラー50円（A3未満）
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの	1枚につき	100円
スキャナにより読み取ってできた1枚につき120円電磁的記録をDVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの	1枚につき	120円	
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円（A3まで）
			カラー80円（A3） カラー50円（A3未満）
	録音カセットテープ（120分テープに限る。）に複写したもの	1巻につき	210円
	ビデオカセットテープ（VHS方式の120分テープに限る。）に複写したもの	1巻につき	350円
	フロッピーディスク（3.5インチ2HDに限る）に複写したもの	1枚につき	30円
	CD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの	1枚につき	100円
	DVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの	1枚につき	120円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 複写機による作成については、原則として、A3までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムが保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
- 4 この表の区分の欄に掲げるもの以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。

文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム

代表者 株式会社オーシーシー

代表取締役 天久 進 殿

住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 - - )

(担当者氏名) (電話番号 - - )

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先 (個人が請求する場合に限る。) (電話番号 - - )

(自宅 勤務先 携帯等)

沖縄県情報通信センター情報公開規程第6条第1項の規定により、次のとおり文書の開示を請求します。

1 開示請求に係る文書の名称 〔開示請求に係る文書を特定するに足る事項〕	
2 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 (聴取及び視聴を含む。) 次のうちいずれかを選択 〔 <input type="checkbox"/> 閲覧のみを希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分の写しの交付を希望 (「写しの交付」欄も要記入)〕 <input type="checkbox"/> 写しの交付 「写しの区分」 次のうちいずれかを選択 〔 <input type="checkbox"/> 用紙 ( <input type="checkbox"/> カラー部分を含むページは、カラーコピーを希望 ) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他 ( ) 〕  「交付方法」 次のうちいずれかを選択 〔 <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送 〕

注1 については、該当するものにレ印を記入してください。

注2 1の欄には、知りたいと思う事項や年度又は期間など文書を特定できる程度に具体的に記入してください。

補 正 通 知 書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

あなたが、 年 月 日付で提出された公文書開示請求書は、次のとおり不備がありますので、沖縄情報通信センター情報公開規程第6条第2項の規定より補正を求めます。

1 開示請求に係る文書の名称		
2 補正を求める事項		
3 添付書類		
4 補正書の提出期限及び提出先	提出期限	年 月 日
	提出先	
5 補正の参考となる情報		

- 注1 この補正に要した日数は、規程第12条第1項に規定する開示決定等の期間に算入されません。  
2 書面で補正を行うときは、別紙（第3号様式）で行ってください。  
3 期間内に補正ができない場合は、事前にその旨を電話等で下記まで連絡してください。

(連絡先) 沖縄情報通信センター指定管理者  
沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム  
電話番号 098-982-6677

補 正 書

年 月 日

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム

代表者 株式会社オーシーシー

代表取締役 天久 進 殿

住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 - - )

(担当者氏名) (電話番号 - - )

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先 (個人が請求する場合に限る。) (電話番号 - - )

(自宅 勤務先 携帯等) 該当するにレ印を記入してください。

年 月 日付けで補正の要求のあった開示請求書の補正については、次のとおりです。

補正の内容	
-------	--

注 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

## 文書開示決定通知書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、沖縄情報通信センター情報公開規程第11条第1項の規定により、次のとおり文書の全部を開示することを決定したので、通知します。

1 文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	指定管理者が特定した文書の件名	
2 開示を実施する日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後	
3 開示を実施する場所	[ 電話番号 ( ) - ]	
4 事務担当	沖縄情報通信センター 管理事務所 [ 電話番号 ( 098 ) 982 - 6677 ]	
5 備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムに対して異議の申出をすることができます。

- 注1 文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。  
2 指定された日時では都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当まで連絡ください。

文 書 部 分 開 示 決 定 通 知 書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、沖縄情報通信センター情報公開規程第11条第1項の規定により、次のとおり文書の一部を開示することを決定したので、通知します。

1 文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	指定管理者が特定した文書の件名	
2 開示を実施する日時		年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
3 開示を実施する場所		[ 電話番号 ( ) - ]
4 開示をしない部分		
5 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由		沖縄情報通信センター情報公開規程第7条第 号に該当
6 沖縄情報通信センター情報公開規程第14条第2項に該当する場合の文書の開示をすることができる時期		年 月 日。ただし、文書の開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求が必要となります。
7 事務担当		沖縄情報通信センター 管理事務所 [ 電話番号 ( 098 ) 982 - 6677 ]
8 備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムに対して異議の申出をすることができます。

注1 文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時では都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当まで連絡ください。

## 文書不開示決定通知書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄情報通信センター情報公開規程第11条第2項の規定により、次のとおり文書を開示しないことを決定したので、通知します。

1 文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	指定管理者が特定した文書の件名	
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄情報通信センター情報公開規程第7条第 号に該当	
3 沖縄情報通信センター情報公開規程第14条第2項に規定する不開示理由がなくなる時期	年 月 日。ただし、文書の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求する必要があります。	
4 事務担当	沖縄情報通信センター 管理事務所 〔電話番号（098） 982 - 6677 〕	
5 備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムに対して異議の申出をすることができます。

文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄情報通信センター情報公開規程第11条第2項の規定により、次のとおり文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	
2 文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄情報通信センター情報公開規程第10条に該当
3 事務担当	沖縄情報通信センター 管理事務所 〔電話番号（098） 982 - 6677 〕
4 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムに対して異議の申出をすることができます。

文書の不存在による不開示決定通知書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

年 月 日付けで請求のあった文書の開示については、文書を保有していないため、沖縄県情報通信センター情報公開規程第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことを決定したので、通知します。

1 文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	
2 開示請求に係る文書を保有していない理由	
3 事務担当	沖縄県情報通信センター 管理事務所 〔電話番号(098) 982-6677〕
4 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアムに対して異議の申出をすることができます。

文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

年 月 日付けで請求のあった文書の開示については、沖縄情報通信センター情報公開規程第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 文書の表示 〔開示請求者が〕 〔請求した内容〕	
2 沖縄情報通信センター 情報公開規程第12条第1 項の規定による決定期間	年 月 日（ ）から (15日間) 年 月 日（ ）まで
3 延長後の決定期間	年 月 日（ ）から ( 日間) 年 月 日（ ）まで
4 延長の理由	
5 事務担当	沖縄情報通信センター 管理事務所 〔電話番号（098） 982 - 6677 〕
6 備考	

文書開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄情報通信センター情報公開規程第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	
2 沖縄情報通信センター 情報公開規程第12条第1 項の規定による決定期間	年 月 日 ( ) から (15日間) 年 月 日 ( ) まで
3 開示請求に係る文書の うちの相当の部分につい て開示決定等をする期間 (45日以内)	年 月 日 ( ) から ( 日間) 年 月 日 ( ) まで
4 上記3の期間に開示決 定等をする部分	
5 残りの公文書について 開示決定等をする期限	年 月 日 ( )
6 沖縄情報通信センター 情報公開規程第13条を適 用する理由	
7 事 務 担 当	沖縄情報通信センター 管理事務所 〔電話番号(098) 982-6677〕
8 備 考	

文書の開示に係る意見照会書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム  
代表者 株式会社オーシーシー  
代表取締役 天久 進 印

沖縄情報通信センター情報公開規程第6条第1項の規定に基づき開示請求のあった文書に、あなた（貴団体）に関する情報が記録されていますので、同規程第15条〔第1項〕〔第2項〕の規定により通知します。本件開示請求に係る文書の開示決定等についての意見書を提出する場合には、別紙「文書の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、期限までに提出がない場合は、「開示されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱います。

1 開示請求年月日	年 月 日（ ）
2 指定管理者が特定した文書の件名	
3 開示請求に係る文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
4 意見書を提出する場合の提出先	[ 電話番号（ ） - ]
5 意見書を提出する場合の提出期限	年 月 日（ ）
6 沖縄情報通信センター情報公開規程第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
7 備 考	

注 6の欄は、規程第15条第1項の規定を適用して意見照会を行う場合は記入不要である。

文書の開示に係る意見書

年 月 日

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム

代表者 株式会社オーシーシー

代表取締役 天久 進 殿

住所又は居所

（フリガナ）

氏名又は名称

（代表者氏名）（電話番号 - - ）

（担当者氏名）（電話番号 - - ）

（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入）

連絡先（個人が請求する場合に限る。）（電話番号 - - ）

（自宅 勤務先 携帯等）

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

1 文書を開示されることについての支障の有無	<input type="checkbox"/> 開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。
2 開示されると支障がある部分及び支障がある理由	(1) 開示されると支障がある部分  (2) 開示されると支障がある理由
3 文書の開示に関する意見	

注1 については、該当するものにレ印を記入してください。

2 「開示されると支障がある。」にレ印を記入した場合には、2の「開示されると支障がある部分及び支障がある理由」欄も記入してください。

3 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

文書を開示決定した旨の通知書

年 月 日

殿

沖縄県情報通信センター管理運営コンソーシアム

代表者 株式会社オーシーシー

代表取締役 天久 進 印

年 月 日付けで 開示に反対する意見書の提出  
開示に反対する意思の表示 のあった文書につ

いて、次のとおり 全部  
一部 を開示することとしたので、沖縄情報通信センター情報公開

規程第15条第3項の規程により通知します。

1 指定管理者が特定した文書の件名	
2 開示決定をした文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日（ ）
5 事務担当	沖縄情報通信センター 管理事務所 〔電話番号（098） 982 - 6677 〕
6 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムに対して異議の申出をすることができます。